

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する
基本的な方針案等への意見
(パブリック・コメント)

2026 年 8 月 28 日
公益社団法人 経済同友会
代表幹事 山口 明夫
地経学委員会 委員長 大島 眞彦
委員長 鈴木 純

本年 6 月に成立した「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」の施行に当たり、今般、内閣府から「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（案）」（以下「基本方針案」という）等が公示された。

経済同友会では、経済安全保障を主要な政策課題に位置付け、2022 年 2 月に「経済安全保障法制に関する意見」を公表し、同年 4 月に経済安全保障・科学技術委員会を設置した。その後、2023 年には経済安全保障委員会に改称し、2025 年からは地経学委員会として活動している。本委員会には、地政学リスクおよび経済安全保障に関心を寄せる経営者が個人の立場で参画し、国内外の有識者および政府関係者との意見交換を重ね、経済安全保障に関する知見を蓄積してきた。また、これまで関連する法令・計画に関する意見¹を継続的に発信している。

今般、国際情勢の複雑化や先端技術をめぐる競争の激化等、経済安全保障環境の変化を踏まえ、基本方針および基本指針を改定することを歓迎する。

経済安全保障の担い手は、実際に経済活動を行う企業である。企業は、サプライチェーンの強靱化、重要技術の維持・向上と流出防止、事業継続体制の整備等に主体的に取り組み、わが国の自律性・不可欠性の向上に貢献する責務がある。経済界としても、今回の改定の方向性に賛同し、積極的に取り組みたい。

その上で、本意見では、各施策の実効性を一層高める観点から、以下の点について意見する。

1. 基本方針案への意見

(1) 経済活動の自主性の尊重と予見可能性の確保

経済安全保障上の施策は、企業の自由な経済活動や創意工夫と両立する形で実施すべきである。規制や支援の対象、判断基準および手続を可能な限り明確にするとともに、制度の新設・変更に際して十分な周知期間を確保する等、透明性・予見可能性の高い運用を求める。また、経済安全保障政策には、経済的威圧への耐性強化に加え、成長力と産業競争力の向上につなげる視点が不可欠である。技術・産業動向を的確に捉え、機動的に政策を見直していただきたい。

¹ 「『経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン』への意見」（経済同友会、2023 年 12 月 4 日）、「『経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～』への意見」（同、2024 年 6 月 27 日）等。

(2) 民間企業の知見を取り入れた経済安全保障シンクタンクの構築

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）に総合的な経済安全保障シンクタンク機能を構築し、その調査研究を官民協議会や政策形成に活用する仕組みに強く賛同する。

地政学と経済が密接に結びつく「地経学」の時代において、経済安全保障政策の実効性を確保するには、経済安全保障の第一人称であり、経済成長を司る企業の視点が不可欠である。この観点から、民間企業から出向者を受け入れ、ビジネスの現場で培った知見・経験を調査研究に反映する方針を評価する。さらに、経験豊富な企業経営者や起業家も継続的に参画できる仕組みを設け、そのネットワークや経営感覚を政策形成に活かしていただきたい。

こうした官民の人材交流を通じて、経済安全保障を担う人材と知見が官民双方に蓄積されることを期待する。経済界としても、経済安全保障シンクタンクへの人材派遣、調査研究への協力および継続的な意見交換に積極的に参画したい。

(3) 官民協議会を通じた継続的な対話と情報保全

経済安全保障上のリスク認識や現場情報を共有し、対応策を検討する官民協議会の設置を歓迎する。政府と企業が継続的かつ双方向に意見交換し、相互理解を深め、具体的な対応につなげる実効的な場として運営していただきたい。

率直かつ実質的な情報共有には、情報の機微度に応じた厳格な情報保全措置が不可欠である。重要情報を取り扱う場合には、構成員に対するセキュリティ・クリアランス制度に基づく適性評価に加え、参画企業の情報保全体制を適切に確認する等、実効性のある情報管理体制を整備していただきたい。

官民協議会の運営に当たっては、一般的な意見交換の場にとどまらないよう、分野の専門家とビジネス経験の豊富な企業人からなる分科会を設置することを提案したい。例えば、①サイバー空間における経済安全保障、②量子計算機と耐量子計算機暗号（PQC）²への移行、③AI・クラウド・データ基盤、④重要インフラの相互依存、⑤重要技術およびサプライチェーンをテーマとする分科会を設け、専門性の高い議論を深めることで、施策の実効性を高めることができると考える。

(4) サイバーセキュリティへの対応

AIの急速な進展に伴い、犯罪組織、ハクティビスト³、プラットフォーム事業者、クラウド事業者等の非国家主体の影響力が増すとともに、サイバー攻撃が高度化し、国境や同盟関係とは異なる依存構造が形成されている。経済活動におけるデータの戦略的重要性が増す中、サイバー空間と地政学が一体化する「サイバー・ジオポリティクス」の視点を今後の経済安全保障政策に位置付け、国家間関係だけでなく、技術的依存、データアクセス、域外適用法制、システムの脆弱性および非国家主体の活動を含め、リスクを多層的に評価すべきである。

サイバー攻撃によるサプライチェーンや基幹インフラの機能停止、機微データの窃取・改ざん、AIを用いた攻撃は、国家や企業の信頼性や同志国との情報共有・連携にも直結する課題である。

また、量子計算機による現在広く利用されている公開鍵暗号の危殆化は、政府、金融、通信、エネルギー、医療、安全保障等の分野に横断的な影響を及ぼし得る経済

² Post-Quantum Cryptography。量子計算機による解読に対する安全性の確保を目的として設計された暗号技術。

³ Hactivist。政治的・社会的な主張や目的のために、サイバー攻撃等を行う個人または集団。ハック（Hack）とアクティビスト（Activist）を組み合わせた造語。

安全保障上の脅威である。今回の基本方針案への具体的な反映を求めるものではないが、今後の継続的な検討項目として明確に位置付けていただきたい。

量子計算機技術が急速に進展する中、諸外国では、政府機関や重要インフラ等の高リスクなシステムについて、2030年頃までのPQC移行目標を設定する動きがある⁴。こうした動向を踏まえ、わが国においても、機微情報を扱うシステムについては2035年までとするPQC移行目標⁵を待たず、前倒しを検討する必要がある。産業界の動きが他国に劣後しないよう、対象システム、優先順位および移行時期を示したロードマップを早期に策定していただきたい。

2. 今後の経済安全保障政策の検討に向けた意見

なお、以下の2点は、今回のパブリック・コメントの直接の対象である基本方針案の記載事項ではないが、経済安全保障環境の変化を踏まえ、今後の議論・検討に向けた課題として、あわせて意見を申し述べる。

(1) 計算資源・データ・AIをめぐる自律性の確保

経済社会活動のあらゆる領域がデジタル基盤に依存する中、わが国は、計算資源、データおよびAIのいずれについても、海外の事業者・技術への依存度が高く、自律性が十分に確保されているとは言い難い。これらは、もはや一産業分野の課題ではなく、金融、通信、エネルギー、交通、医療、行政等、社会全体の機能を支える基盤である。

供給や利用の停止、利用条件の一方的な変更、域外適用法制に基づくデータへのアクセス、価格の急騰等が生じた場合、国民生活および経済活動に広範かつ即時に影響が及び得る。計算資源、データおよびAIを重要な社会基盤の一つとして今後の基本方針および関連する基本指針に明確に位置付け、安全保障の観点からの対応策の検討を進めていただきたい。

具体的には、①AI向け半導体、データセンターおよびこれを支える電力・冷却設備等の計算資源の確保、ならびに同志国と連携した供給源の分散、②政府および重要インフラが取り扱うデータの所在・管轄権の把握と管理、③AIモデルやクラウドの調達における依存リスクの評価と代替手段の確保について、今後の検討課題として取り組んでいただきたい。

(2) わが国の「不可欠性」の戦略的な活用

経済安全保障は、脆弱性を低減する「守り」の取り組みにとどまるものではない。わが国には、半導体製造装置、化学材料、精密部品、電源装置等、日本企業の供給なくして世界のサプライチェーンが成り立たない分野が数多く存在する。また、こうした優位性は、グローバルニッチな強みを持つ多様な中堅・中小企業の存在によっても支えられている。この「不可欠性」は、経済的威圧に対する抑止力であると同時に

⁴ 内閣官房国家サイバー統括室「諸外国における耐量子計算機暗号（PQC）移行の状況」（2025年7月31日）、1～2頁、<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/pqc/kanjikai/dail/shiryoku2.pdf>（2026年8月13日閲覧）

⁵ 内閣官房「政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）への移行について（中間とりまとめ）」（2025年11月20日）、3頁、<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/pqc/dai2/shiryoku1.pdf>（2026年8月13日閲覧）

に、同志国との連携を主導し、わが国の国際的な発言力を高めるための戦略的な資産である。

今後の基本方針の見直しに当たっては、自律性の確保とあわせて、こうした不可欠性をいかに維持・強化し、外交・通商政策と一体的に活用するかという視点を明確に位置付けていただきたい。そのためには、わが国が優位性を有する技術・製品・部素材を政府において継続的に把握・評価し、研究開発投資、人材、知的財産および輸出管理の各施策を一体として講じることが必要である。

あわせて、不可欠性を有する分野は、技術流出、買収および人材流出の標的となしやすい。優位性の維持には、企業の主体的な取り組みに加え、政府による情報提供と支援が不可欠であり、官民協議会等の場を通じて具体的な連携を進めていただきたい。

おわりに

今回の変更は、施行後 3 年を目途とする検討規定に基づくものであるが、国際情勢や技術革新の変化は速く、定期的な見直しだけでは十分に対応できない懸念がある。政府には、官民対話と政策評価を継続し、基本方針および各基本指針を機動的に見直すことを期待したい。あわせて、PQC への移行や計算資源・データ・AI の自律性確保、わが国の不可欠性の戦略的活用など、今回意見した課題についても、官民協議会等の場を通じて継続的な議論・検討を進めていただきたい。

以上